

# 「勝浦町投票区再編計画（案）」に関するパブリックコメント手続の

## 実施結果について

### 1 概要

当町では、人口減少や過疎化、期日前投票制度の導入、選挙事務従事職員の減少等により、町全体の投票区体制の見直しを行うため、「勝浦町投票区再編計画（案）」を作成し、当案に対するご意見を町民の皆様から募集いたしましたので、お寄せいただいたご意見の内容及びご意見に対する町選管の考え方を公表いたします。

### 2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成31年1月1日（火）～平成31年1月31日（木）
- ・ 募集方法 電子メール、ファックス、郵送、直接持参
- ・ 周知方法 広報かつうら1月号掲載、町ホームページ掲載、窓口設置

### 3 募集結果

#### （1）ご意見の提出方法及び提出者数

意見数	件数
電子メール	1件
ファックス	0件
郵送	0件
直接持参	0件
合計	1件

#### （2）ご意見の内容及びご意見に対する町選管の考え

ご意見
投票区再編（案）は与川内地区を第5投票区中山、横瀬集会所から農村環境改善センターへ変更で7投票区を1減らして6投票区とすることとなっていますが、計画案にある通り、道路の整備・車普及および期日前投票の進展等で6投票区も必要ないと考えます。具体的には、①農村環境改善センター ②住民福祉センター／町役場 ③掛谷集会所の3カ所程度でいいのではと考えます。
ご意見に対する町選管の考え方
昭和44年に発出された旧自治省選挙部長通知によりますと、投票所から有権者の住所までの道程が3km以上ある地区にあつては、遠距離地区の解

消に努めることとあります。投票区を3カ所程度にしますと、投票所から一番離れた場所に住所を有している方の道程が5 kmを超えることが想定されます。この場合、車を持っていない高齢者や身体の不自由な方、その他投票所へ来ることが困難な方の交通手段の確保として、送迎バスの循環等が必要となって参ります。ご意見を踏まえ、今後も交通手段の確保等を検討し、投票環境の充実を図っていきたいと考えております。